村山市監査委員公告　第 21 号

定例監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和8年10月28日

村山市監査委員　　古　瀬　忠　昭

村山市監査委員　　寺　崎　智　広

記

1. 監査の対象　　建設課

2. 監査の期間　　令和8年10月16日から令和8年10月28日まで

3. 監査の範囲　　令和7年9月1日から令和8年8月末日までにおける財務事務及び事務事業の執行状況

4. 監査の方法　　村山市監査委員条例第4条の規定により期日及び要領を通知し、監査資料の提出を求め、関係職員からの説明を受け、財務関係帳簿などの書類について審査をおこなった。

5. 監査の着眼点　　財務に関する事務等について、法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか、村山市監査基準に基づき監査を実施した。

6. 監査の結果　　別添のとおり、一部に改善を要する事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

（別添）監査の結果

【指摘事項】

■小型除雪機購入費補助金について

村山市小型除雪機購入費補助金交付要綱第 13 条の規定において、補助金の返還となる 3 項目が掲出されているが、同要綱第 11 条に基づき譲渡等を市長が承認した場合の補助金返還については、明確な規定ぶりになっていない。当該譲渡等に係る項目を追加するなど、より分かりやすい要綱となるよう規定を改正されたい。

■歳入歳出事務について

支出負担行為について、速やかに処理されたい。

・支出負担行為が 1 件当たり 90 日以上遅れているもの（2 件）

【注意事項】

■歳入歳出事務について

歳入調定について、速やかに処理されたい。

・調定手続きが調定すべき日から 1 か月を超えて遅れているもの（1 件）

・通知に対応した調定手続きが 1 か月を超えて遅れているもの（3 件）